# 韓国における社会的企業の状況~社会的企業育成法から13年

2 0 2 1. 0 2. 23.

金亨美 (Dept. of Social Economy, Sangji University, 尚志大学社会的経済学科副教授)

## 目次

1. 韓国における社会的企業の現況

- 2. 社会的企業をめぐる制度的変化
  - 認証制から登録制へ
- 3. 社会的企業の実状\_\_ 「2019社会的企業の成果分析」から

## 1. 韓国における社会的企業の現況\_企業数(2020年12月末)

年度	申請認証		存続	
累計	5,054	3,294	2,777	
2007	166	55	35	
2012	1,433	811	508	
2017	2,009	1,350	1,118	
2018	372	312	299	
2019	555	392	388	
2020	519	429	429	

(出所) 韓国社会的企業振興院のウェブサイト <a href="https://www.socialenterprise.or.kr/">https://www.socialenterprise.or.kr/</a> →社会的企業→社会的企業リスト→最新認証現況

## 1. 韓国における社会的企業の現況\_法人格など(2020年12月末)

民法上 の法人		社会福祉 法人	社会的 協同組合	その他 組織	商法によ る会社	農(漁)業 会社法人	営農(魚) 組合法人	協同組合
286	70	76	171	2	1,718	115	101	238

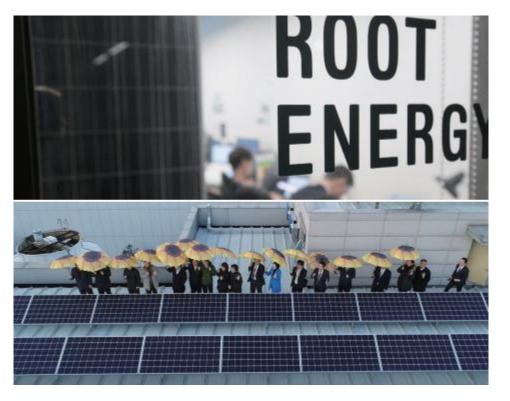
雇用創出	社会サービス提供	地域社会貢献	混合	創意・革新
1,834 (66.1%)	176 (6.3%)	212 (7.6%)	201 (7.2%)	354 (12.8%)

## 1. 韓国における社会的企業の現況\_\_概要

• 障がい者、女性、高齢者など、不利な立場におかれた人々に良質の 仕事づくりへ一定の成果

- 雇用力:企業一般が平均5.4名を雇用する反面、社会的企業は22名を雇用(2016年、ただし雇用力は景気の影響を受け、下がる傾向)
- 従事者への雇用保険加入率: 97.6% (企業一般89.1%、2017年度)
- ・生存率:2018年度末で認証後3年以上に活動する比率は90.5%

(出所)A Guide to Social Enterprise 2020(韓国語)、韓国社会的企業振興院、スライド6-8までの出所も同様



#### (株) ルートエネルギー

- 2014年、ソウル市城東区にて設立。再生エネルギークラウドファンディング会社、職員9人ほど
- 「コミュニティファンディング」に参加する市民投資者約2000人、投資枠は10萬~1億ウォン。太陽光発電所に近い住民投資者には高い金利を、遠いほど金利が下がる。
- ソウル市エネルギー公社の屋根裏など、全国10の地域で28の太陽光発電プロジェクト
- ソーシャルベンチャー企業でもあり、再生エネルギー 分野のコミュニティビジネスを開拓する役割

#### (株) 想像

- 2018年慶尚北道漆谷郡(人口11万名)設立。過疎・高齢化の農村地域で文化活動を通じた 住民の暮らしの質の改善、地域再生を目的に
- 20~30代の移民女性、80代の「おばあたち」を俳優にしたドキュー映画を製作して上映、 全国から4万人の有料観客を集める
- 移民女性、高齢者の仕事づくりや高齢者の生きがいづくりを図る
- 2019年末に職員6人(そのうち、3名は移民女性)、公演回数200回。





#### 韓国住居福祉社会的協同組合

- 2008年、180の自活企業が「(株)韓国エネルギー福祉センター」を設立して、古い住宅の改良事業を立ち上げる。2015年に社会的協同組合へ法人各を変更。
- 事業モデル:「企業のCSR×協同組合」、古い住宅改良(水回り、省エネ、太陽光パネル設置)、工事は関連自活企業が担当
- 売上33億ウォン('18年)、269の家を改良、2016年から3年間カザフスタンの高麗人の 家の改良事業に延べ75名を派遣
- いまは、Social Housingの事業も。



地域の自立を目標とする、 共生モデルのフェアトラベルを企画•実 施

フェアトラベルとソーシャルバリュー を基盤とする個人・社会・地域の持続可 能な成長

東アジアの平和共同体を構築 (国際連携・平和たび・平和研究)

## (株) 共感万歳 https://www.fairtravelkorea.com/jp

- フェアトラベルを仕掛ける社会的企業として2011年大田 市にて設立
- 30代の起業家と6人の職員、アジアを拠点として数多くのツアーを企画(ブタン、フェアトレード産地、中国平和紀行など)
- 日本支社設置、広島県神石高原町の古屋を改造して「思惟の森」宿を開設
- NPO法人peace winds Japanと姉妹団体

#### **GUEST REVIEW**

66

偶然に見つけた場所ですが、凄く気に入って ます。古民家なので懐かしい感じとリノベー ションしたのでモダンな感覚もあるのが素敵 なところでした。

オーナーである方は世界の色々なところで働いてた経験がある方だったので、一緒にお話しすることも楽しかったです。

和室も広いので子どもつ此の家族にもぴった りだっと思います。

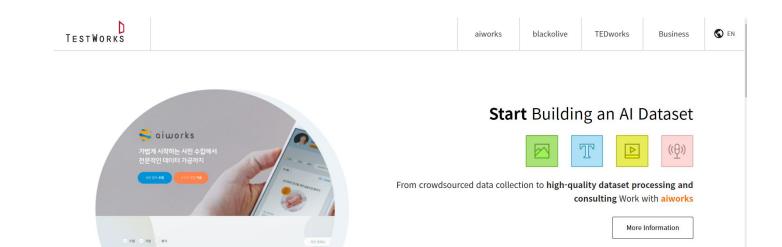
次回またリピートする予定です!

. . .

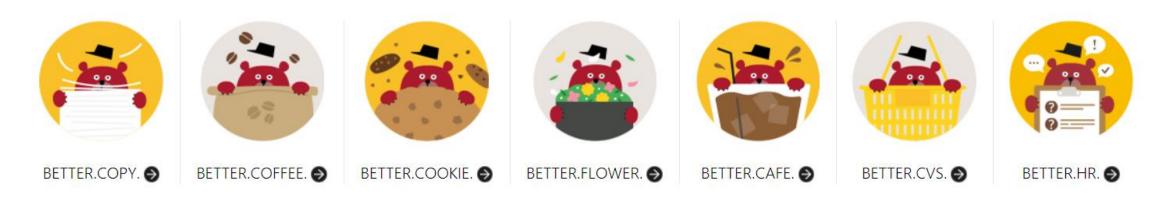


(株) テストワクス <a href="https://testworks.co.kr/">https://testworks.co.kr/</a>

- 性別、年齢、障害による就業機会の制限を突破するという社会的目的
- AIに必要なデータ加工
- 2015年職員3名で設立→2016年予備社会的企業指定→2017年社会的企業認証
- 2019年度、職員60名(殆ど発達障害、身体障害、長期失業者)、 代表はサンソン電子、マイクロソフト出身のエンジニア



#### ベアベター http://www.bearbetter.net/ 베어베터 주요사업



#### 「発達障害者が働く会社 |

- 2012年発達障害者を5人採用して事業開示2014年社会的企業認証
- 「障がい者連携雇用負担金減免制度」を活用して、企業内のカフェ運営、本づくり、花屋 運営など発達障害者の雇用を目的にした事業展開、2020年末に238名の発達障害者を採用
- 発達障害を理解する健常者が発達障害者に合わせた職務の再設計をして、長期勤務を図る

## 2. 社会的企業をめぐる制度的変化:認証制から登録制へ\_\_沿革

1997年	アジア通貨危機の際に、失業や貧困の増加に対応するために、 <mark>市民社会と政府が協力し合い</mark> 、 公共勤労、自活企業、「社会的仕事づくり」活動を展開、これらの持続可能性への問い
2007年	「社会的企業育成法」制定。市民社会と研究者たちの提案から成り、1月に制定し、7月から施行 *ヨーロッパでの法制化から学ぶ(イタリアの社会的協同組合、イギリスのCIC、フランスのSCICなど)
2008年	政府、「第1次社会的企業育成基本計画」を策定
2012年	「第2次社会的企業育成基本計画」を策定(On-off販売チャンネル、公共調達、コンサルティング強化で社会的企業の持続可能性へ焦点)
2017年	文在寅政府、「社会的経済活性化方案」を発表(社会的企業支援も拡大)
2018年	「第3次社会的企業育成基本計画」策定(社会的価値中心の支援、社会的経済成長の生態系へ 焦点)

## 2. 社会的企業をめぐる制度的変化:認証制から登録制へ\_\_法による社会的企業

- (定義) 脆弱階層へ社会サービスまたは仕事を提供するか地域社会へ貢献することを通して地域住民の暮らしの質を高めるなどの社会的目的を追求しながら財貨及びサービスの生産・販売などの営業活動を営む企業として法による認証を受ける者(「社会的企業育成法」第2条1項)
- (なぜ認証制なのか)
- ①社会的企業への国民の信頼
- ②長期的に生存できる経営基盤の助成
- ③政府の税制・財政支援の根拠
- ④不適切な社会的企業の出現防止

- 2. 社会的企業をめぐる制度的変化:認証制から登録制へ\_\_認証 条件
- ① 組織であること (法人か非営利民間団体)
- ② 有給勤労者がいること
- ③ 社会的目的の実現を主な目的とする
- ④ 理解関係者が参加するガバナンス
- ⑤ 営業活動での収益で労務費の50%以上を賄うこと
- ⑥ 定款に法律で定める必需項目を記載すること
- ⑦ 利潤の2/3以上を社会的目的に使うこと

### 2. 社会的企業をめぐる制度的変化:認証制から登録制へ\_\_支援の 種類

区分	事業名	社会的企業	予備社会的企業
直接支援	仕事づくり事業①	0	
	専門人材の人件費支援②	$\bigcirc$	$\bigcirc$
間接支援	事業開発費	$\circ$	$\circ$
	経営コンサルティング	$\bigcirc$	$\bigcirc$
	税制支援③	$\circ$	×
	社会保険料支援	$\bigcirc$	×
	融資	0	$\circ$
	公共機関の優先購買対象	$\bigcirc$	×

- ① 新規雇用の際に審査を経て最低賃金水準の人件費と事業主負担の保険料の一部(人件費の9%)を支援、最大5年(予備2年+認証後3年)
- ② 2名(雇用50人以上の企業には3名、予備社会的企業は1名)の人件費と社会保険料支援、最大4年間
- ③ 所得税、法人税、取得税、登録税、財産税の減免

## 2. 社会的企業をめぐる制度的変化:認証制から登録制へ\_\_主な金融支援

	内容	所管機関
ミソ金融	発展可能性のある社会的企業に賃貸保証金、施設・運 営資金を支援	庶民金融振興院
中小企業 政策資金	社会的企業を含めて中小企業向けの低利子融資	中小企業ベンチャー振興公団
社会的企業 保証	社会的企業、一人起業家向けの信用保証を提供	信用保証基金
社会的経済企 業特例保証	社会的企業向けの特別保証を提供	地域別信用保証財団

## 2. 社会的企業をめぐる制度的変化:認証制から登録制へ\_\_登録制への理由

- (診断) 認証制は初期に寄与したけど、参入のハードルが高くて難しいという認識がある
- 様々な社会的問題の解決の担い手として、より多くの参入を促進するために現 段階では登録制への転換も望ましい
- 現場では2010年代から登録制や別法人格(例:CIC)への検討が進んでいて、 2016年官民共同での「社会的企業政策フォーラム」においてから公論化
- 政府の国務会議(2019.8.20)で登録制への法改定方針を決め、国会に改正法 案を提出、国会にて審議中

## 2. 社会的企業をめぐる制度的変化:認証制から登録制へ\_\_変更点

	認証制	登録制
手続き	雇用労働部に申請→審査→官報掲載	主事務所の自治体へ申請→登録証発給
認証基準	① 組織であること(法人か非営利民間団体) ② 有給勤労者があること ③ 社会的目的の実現を主な目的とする ④ 理解関係者が参加するガバナンス ⑤ 営業活動での収益で労務費の50%以上を賄うこと ⑥ 定款に法律で定める必需項目を記載すること ⑦ 利潤の2/3以上を社会的目的に使うこと	<ul> <li>① 組織であること(法人か非営利民間団体)</li> <li>② 有給勤労者があること</li> <li>③ 社会的目的の実現を主な目的とする</li> <li>④ 理解関係者が参加するガバナンス</li> <li>⑤ 営業活動での収益で労務費の50%以上を賄うこと</li> <li>⑥ 定款に法律で定める必需項目を記載すること</li> <li>⑦ 利潤の2/3以上を社会的目的に使うこと</li> </ul>
支援	(財政) 自治体へ申請→審査後交付 (公共機関の優先購買) 3%を目標に	<ul><li>(1段階)雇用労働部の企業評価→基準未満の企業を自治体、公共機関へ通報</li><li>(2段階)現在と同じく進行</li></ul>
経営公示	事業報告書を提出(経営公示は選択事項)	政府の支援事業に申請する場合だけ、事業報告書 提出 政府の支援申請の場合, <mark>経営公示義務</mark>

## 2-1. 社会的企業の法的定義の改定

現行	改定案
脆弱階層へ社会サービスまたは仕事を提供するか 地域社会へ貢献することを通して地域住民の暮ら しの質を高めるなどの社会的目的を追求しながら 財貨及びサービスの生産・販売などの営業活動を 営む企業として法による認証を受ける者 (第2条1項)	脆弱階層へ社会サービスまたは仕事を提供するか地域社会へ貢献するか創意的・革新的方式で社会問題を解決することで国民の暮らしの質を高めるなどの社会的目的を追求しながら財貨及びサービスの生産・販売などの営業活動を営む企業とする。(第2条1項)

(背景) 社会問題を解決する目的で設立されるスタートアップを称する用語として「ソーシャルベンチャー」が登場し、既存の社会的企業の制度がソーシャルベンチャーを包括できないという問題 意識がある。

## 2 – 2. 社会的企業の価値測定\_\_SVI(Social Value Index)

- 韓国社会的振興院が開発して2017年から適用を勧告
- 社会的経済企業の社会的成果とイムパクトをより総合的に測定する指標
- 政府の支援事業や公共機関の優先購買の審査の際に一定の基準となりうる

観点	カテゴリー(配点)	領域(指標)
社会的成果	組織ミッション (7)	社会的ミッション(指標1・2)
(60)	事業活動(35)	主事業の社会的価値(指標3)
		社会的経済生態系づくり(指標4・5)
		社会的目的への再投資(指標6)
	組織運営(18)	運営の民主性(指標7)
		勤労者指向性(指標8・9)
経済的成果	財政成果(30)	雇用創出と財政成果(指標10・11・12)
(30)		労働成果(指標13)
革新成果( <b>1</b> <b>0</b> )	企業革新(10)	企業活動の革新性(指標14)
計	100点	14の指標



江原道の116の 社会的企業のSVI 測定結果(江原 道社会的経済支 援センター分 析)

## 3. 社会的企業の実状\_\_ 「2019社会的企業の成果分析」から

- 「2019社会的企業の成果分析」(韓国労働研究院、2020.11.)
- 韓国社会的企業振興院のウェブサイト(socialenterprise.or.kr)から入 手可能
- 以下のスライドはその内容の抜粋

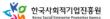
이 연구결과는 2020년 한국사회적기업진총원의 "2019 사회적기업 성과분석, 위탁사업의 일환으로 작성되었음

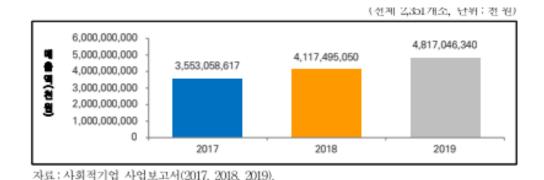
2019 사회적기업 성과분석

연구기관/한국노동연구원

2020.11







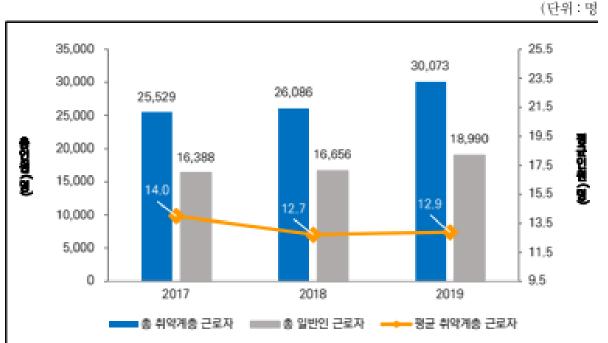
↑社会的企業の売上高

## 2,000,000,000 1,500,000,000 1,000,000,000 500,000,000 2017 2018 1,887,083,694 1,472,088,476 2019

자료: 사회적기업 사업보고서(2017, 2018, 2019).

#### ↑公共調達による収入額(全国1,562ヵ所)

- 2019年度の場合、分析対象2,352企業の売上高は4兆8200億ウォン、そのうち、公共調達による 収入額は1兆8900億ウォン
- 5億~10億の売上高(452企業)、10億~20億の売上高(376企業)、3億~5億の売上高(372 企業)
- 営業利益: 2,352の調査企業のうち、53.9%の1,267企業が営業利益を、46.1%の1、085企業が 営業損失を報告

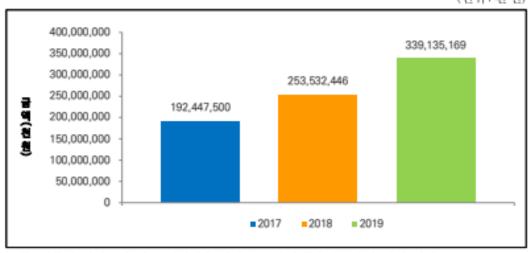


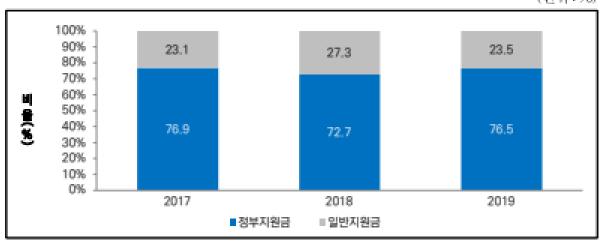
← 雇用者数(青色:脆弱階層、灰色: 一般)

자료: 사회적기업 사업보고서(2017, 2018, 2019).

- 2019年の場合、社会的企業での有給雇用は49,063人、そのうち、「脆弱階層」(労働市場で不利な立場におかれる)の雇用は30,073人。
- その「脆弱階層」の平均賃金は169万ウォン・平均労働時間は週31.6時間/月、一般雇用の 平均賃金は227万ウォン・平均労働時間35.6時間/月

\*社会的企業育成法施行令には「脆弱階層」に関して12項目に羅列してる(低所得、高齢者、 結婚移民女性、北朝鮮からの離脱住民、DV被害者、シングルマザー、難民など) (단위: 천원) (단위:%)





주: 항목별 지원금이 있는 기업만을 대상으로 분석(무응답, 0응답 기업 제외). 자료: 사회적기업 사업보고서(2017, 2018, 2019).

↑社会的企業への支援金額(政府+民間)

↑ 政府と民間の支援額の割合(青色:政府、灰色:民間)

- 政府の社会的企業への支援金は、最近3年間増加傾向
- 政府以外に民間からの支援の割合は横ばいだが、金額ベースでは増加
- 2019年度の場合、平均支援額は1億5千万ウォン、中位値は、7千2百万ウォン。

## 「参考データ」韓国における社会的経済企業の規模\_\_2020.3. 企画財政部の集計(非公表)

	現況					
区分	2016年		2017年		2018年	
	企業数	就業者数	企業数	就業者数	企業数	就業者数
社会的企業	1,713	39,195	1,877	41,917	2,122	42,742
協同組合	10,331	27,129	12,356	31,438	14,550	41,422
マウル企業 (B)	1,377	16,101	1,442	16,101	1,514	17,438
自活企業	1,186	10,231	1,092	11,029	1,211	10,849
農織団体・法人	287	7,821	299	8,293	310	8,367
生協	663	10,164	588	8,811	526	8,549
農協	1,240	89,813	1,242	86,559	1,237	87,777
水産業協同組合	94	8,436	93	8,619	93	8,845
山林組合	152	2,514	152	2,524	152	2,800
煙草湖和台	16	128	16	127	16	128
信用協同組合	905	17,864	909	17,946	899	17,899
セマウル金庫	1,322	17,042	1,329	17,171	1,321	17,328
中小企業協同組合	929	1,892	942	2,489	943	2,494
合計	20,216	238,760	22,338 (10.5%个)	245,124 (2.7%个)	24,893 (11.4%个)	266,638 (8.8%个)

- 生協:認可生協 の集計
- 農協:単協の集計
- 赤字が最近(90 年代後半~)の 社会的経済企業